

告 示

埼玉県告示第八百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業中太田・小柱地区（区画整理事業）の換地計画を令和五年七月二十四日に定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及びその換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧期間

令和五年八月四日から

令和五年九月四日まで

二 縦覧場所

秩父市役所